

平成28年第14回教育委員会会議録

日 時 平成28年12月26日(月)午後2時30分 開議
場 所 尾道市教育会館2階 会議室
署名委員 中田委員

午後2時30分 開会

村井委員長 皆さんこんにちは。

ただいまから第14回教育委員会定例会を行います。

本日の会議日程は、お手元に印刷配付のとおりです。

本日の会議録署名委員は、中田委員、お願いいたします。

これより日程に入ります。

日程第1、業務報告及び行事予定を議題といたします。

業務報告及び行事予定のうち、重要な項目がありましたら、順次報告をお願いいたします。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。庶務課に関する業務報告並びに行事予定について御報告させていただきます。業務報告ですが、資料の1ページをお開きください。主に市議会の動きになりますけれども、12月6日開会をいたしまして、8日、9日と一般質問、15日に文教委員会が開催され、20日に閉会をしております。教育委員会のほうで提案をさせていただいておりました議案、それから補正予算案、全て可決をしたという状況でございます。次に、行事予定でございますが、本年も残りわずかということで、12月28日には仕事納め式がございます。新年は1月4日、仕事始め式でございます。新年最初の教育委員会定例会は1月24日火曜日に開催の予定です。以上です。

安藤主幹(学校施設整備担当) 委員長、学校施設整備担当主幹。2ページをご覧ください。学校施設整備に関する業務報告及び行事予定について御報告します。久保中学校運動場改築工事(建築主体)の工期については、当初来年の6月30日までとなっておりますけれども、このたび天井の張りの形状を変更することについて議会の議決の承認をいただきましたので、今後張りの製作に取りかかる予定として、工期が2カ月延長となります。次に、行事予定については記載のとおりです。以上です。

安保生涯学習課長 委員長、生涯学習課長。生涯学習課の業務報告並びに行事予定を御報告いたします。3ページをご覧ください。まず、業務報告でござい

ますが、11月26日に第52回尾道市青少年健全育成大会を開催いたしました。また、12月10日、11日に尾道市公民館生涯学習発表会を開催しました。次に、行事予定でございますが、1月8日に尾道市成人式をびんご運動公園健康スポーツセンターで開催いたします。

引き続きまして、図書館について順次指定管理者から報告のあった事業につきまして、中央図書館から各図書館について御報告いたします。4ページをお願いします。まず、中央図書館の業務報告、行事予定につきましては、記載のとおりです。

5ページをご覧ください。みつぎ子ども図書館の業務報告ですが、12月7日には子育て支援出張講座として、絵本の世界によろこそを開催しました。12月24日にはクリスマスのおはなし会スペシャルとして、手づくり缶バッジづくりを行いました。行事予定につきましては、記載のとおりです。

瀬戸田図書館の業務報告、行事予定につきましては、記載のとおりです。

6ページをお開きください。向島子ども図書館の業務報告につきましては、12月23日にクリスマスフェスタとして、人形劇サークル「パフ」さんによる人形劇を行いました。行事予定につきましては、記載のとおりです。

7ページをお開きください。因島図書館の業務報告につきましては、12月4日に切り絵教室「干支酉年の色紙を作ろう」を行いました。行事予定につきましては、記載のとおりです。以上でございます。

細谷因島瀬戸田地域教育課長 委員長、因島瀬戸田地域教育課長。因島瀬戸田地域教育課の業務報告並びに行事予定を御報告いたします。8ページをご覧ください。業務報告及び行事予定につきましては、いずれも記載のとおりでございます。なお、業務報告には記載しておりませんが、公民館長と施設改修等に関する事務連絡について随時情報交換をしております。以上でございます。

小林美術館長 委員長、美術館長。美術館の業務報告並びに行事予定を尾道市立美術館から順次報告します。9ページをご覧ください。最初に、尾道市立美術館について御説明します。業務報告につきまして、12月15日から翌年の1月15日まで、第10回平山郁夫美術館賞絵画コンクール作品展示を行います。この作品展示は、平山先生が生前、豊かな感性を育ててくれるのは、見る、読む、描くという実践しかないとおっしゃっていた考えを継承するための絵画コンクールで、3,198点の応募があり、過去最高を記録しました。そこで入賞した大賞3点、優秀賞30点、しまなみ特別賞3点の計36点を2階ロビーに展示します。今後は尾道市立中央図書館において、翌年の4月5日から5月30日まで展示を行います。行事予定でございますが、翌年1月8日に学芸員の列品解説による

ギャラリートークを行います。圓鍔勝三彫刻美術館、平山郁夫美術館におきましては、記載のとおりです。以上です。

瀬戸学校経営企画課長 委員長、学校経営企画課長。学校経営企画課に係る業務報告並びに行事予定について御報告いたします。10ページをご覧ください。まず、業務報告についてですが、11月22日火曜日、臨時小・中・高等学校校長会議を行いました。11月28日月曜日、学校経営サブリーダー研修会を行いました。今回は平谷市長から、「尾道2020・そしてその先へ」と題して御講話をいただきました。12月1日木曜日から12月20日火曜日まで、平成29年度人事異動に係る所属長ヒアリングを行いました。12月7日水曜日、小・中学校校長会を行いました。

続いて、行事予定について御報告いたします。1月11日水曜日、小・中学校校長会議を行います。年の初めということで、例年委員長から御講話していただいております。来年もよろしく願いいたします。1月16日月曜日、学校経営サブリーダー研修会を行います。1月23日ですが、第2回教育長ミーティングを行います。今回は、県教育委員会から参与を初めとした4名においでいただく予定になっております。日比崎小学校、日比崎中学校を訪問いただいた後に、教育長とのヒアリングを行います。前回第1回のときに要望したことに対する回答もあるものと思っております。以上です。

杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。教育指導課に係る業務報告並びに行事予定について御説明申し上げます。11ページをご覧ください。初めに、業務報告ですが、1つ訂正がございます。12月26日の第8回適応指導教室連絡協議会は、12月19日月曜日に既に実施しております。訂正し、おわび申し上げます。申しわけございませんでした。12月3日、小・中学校芸術祭表彰式を行いました。合唱コンクールのグランプリ校、優秀校の代表、図画工作、書写コンクールの大賞受賞者、合計35名が参加し、それぞれの部門ごとの表彰を行いました。各部門の審査員の講評では、どの部門においても児童・生徒の発表や作品の質が向上していることや、より向上させるための御指導をいただき、大変有意義な会となりました。12月5日、学校選択制度の抽せん会を行いました。これについては、後ほどの報告で説明をいたします。12月17日、中学校リーダー研修会を実施しました。今回は現3年生の生徒会役員と来年度の新生徒会役員が一堂に会し、学校の取り組みの交流や今後各学校で取り組んでいくことなどの確認を行いました。生徒主体の会となるよう企画を進めてまいりましたが、昨年度や今年度第1回以上に生徒たちの積極的な姿勢が見られ、学校での指導が充実していることを改めて確認できる会となりました。

12月21日から23日まで、台湾の嘉義市へ市長、教育長、教育指導課長、教育指導課職員2名が友好協定の調印のため訪問いたしました。嘉義市での調印式では、100名を超える関係者とアトラクションを行ってくれた市内小学生、多くのマスコミ関係者が見守る中、嘉義市長と尾道市長による協定書への署名と記念品交換を行いました。嘉義市にとっては大変大きなニュースとなっていたことが後の報道でわかりました。また、向島中学校と交流をしている北興中学校や尾道特別支援学校と交流のある国立嘉義特殊教育学校への訪問などもさせていただきました。続いて、行事予定ですが、記載のとおりでございます。以上です。

村井委員長 ありがとうございました。ただいまの報告について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

今日の新聞に学校のトイレの話が大分大きく載っていたのですが、トイレの補修とか現状について、何か報告するようなことがあればお願いいたします。

安藤主幹（学校施設整備担当） 委員長、学校施設整備担当主幹。今日の中国新聞に、トイレの洋式化遅れるというふうな見出しで、尾道市内の小・中学校のトイレの改修状況が記事にありました。尾道市のトイレの洋式化の率というのは、新聞報道等にありますように24.4%という状況になっておりまして、県平均が32.4%、それから国の平均が43.3%ということで、尾道市は遅れているという状況にあります。そういう中で、トイレの数そのものが尾道市の場合、大便器の数が1,901基という大変多いような状況にあります中で、過去5年間にそのトイレの洋式化を行った数は142基あるのですけれども、なかなか追いついてないという状況があります。本市におきましては、これまで教育委員会の職員が自前でもってそのトイレの洋式化に向けての仕様書を作成しまして、トイレの洋式化を進めてきたのですけれども、なかなかそれでは進まないという状況があるものですから、例えば今後進めるに当たって別の方法、例えば設計事務所のほうに業務委託をして、入札仕様書をつくってもらって、それを入札に付すとか、そういうことも要るのではなからうかというふうに考えております。

あわせて、今ほかの自治体でもいろいろなトイレの洋式化を進めますという目標の設定が、福山であるとか他の市町も新聞等に載っているのですけれども、例えば尾道市におきましては、全ての校舎の中、あるいは屋内運動場のトイレ全てに1基以上、まだ洋式化されたトイレがあるという状況にはないです。それを、仮に全てのトイレに1基以上男女とも洋式化があるようなトイレにしようと思えば、まだ試算では276基ほどそういうものを整備しないと

いけないという状況にあります。それを仮に全てやったとしても、まだ洋式化の率が38%台ということで、国の平均をまだ下回るという状況になるものですから、今後市におきましてはトイレの洋式化の目標をどういう目標に設定するのかというものを今も検討しておるところなのですけれども、これからさらに検討しまして、あわせて今単市でトイレの洋式化は進めているのですけれども、なかなか財源的にも負担が大きいものですから、以前吉和の中学校では国庫補助金を活用してトイレの洋式化をしたというふうなこともあるものですから、財政的に有利な国庫補助金が活用できるような手法も導入してトイレの洋式化を進めてまいりたい、このように考えております。以上です。

村井委員長 ありがとうございます。

中司委員 その件に関して、洋式が全ていいのかということ、またこれもいろいろな議論があるかと思われま。怖くない、そして清潔なトイレであることが一番望ましい形だろうと思いますので、現場、各学校の声を聞きながら、トイレ環境そのものを考えるという方向性に向けたほうが現実的でありましょうし、またみんなのためにもなるのではないかと思いますので、洋式化、そこに向かっていく一つの目標というのではなくて、多面的に考えてみるような形をとられてはいかがでしょうか。

安藤主幹（学校施設整備担当） 今おっしゃられるように、この5年間で142基ほどトイレを過去整備する中で、まずは体に障害をお持ちの子どもが利用するトイレの階の洋式化をする、あるいは新1年生の子ども、家ではほとんどの家庭が洋式化されたトイレのものですから、和式ではなくて洋式が使えるようにということで、新1年生が利用する階のトイレの洋式化をする、あるいはそういうふうな方向で今も整備をしてきておりますので、そのような方向でも考えたいと思っております。以上です。

村井委員長 いいですか。以前お聞きしたのですけれども、学校のトイレの基準が、よく不特定多数の人が来られる建物とかデパートとか音楽ホールみたいなものは、入場者数とかによってトイレがいくつないといけないと決まっているわけです、法律で。学校の場合はどうですかと聞いたら、学校の場合基準がないと。グラウンドを町の人が使うので、便利のために尾道の場合はトイレをたくさん設置している。だから、よそのトイレの少ない学校と比べて同じようにパーセントで決めるのがどうかというふうな感じは。そうなら、トイレの数の基準が決まっていなかったら、トイレの数を減らせばいいのではないかと、極端に言えば。きれいなトイレだけ残したら何十パーセントで上がるのではないかと。それでは何をしているかわからないので、そういうただ単に全部のトイレ

の何%が洋式だという基準で決めるのではなく、その観点からよその市町と比べてみて、尾道はパーセントは低いけれど、これは余分に設置してあるから低くていいと、何かそういうふうな捉え方というのが、お話があればまた違うのではないかと思いますので、手間ですけれど調べていただけたらと思います。

それから、今日の新聞によると、古い校舎で歴史的な建物とかいろいろあって、トイレの構造が難しいとか洋式にするのが難しいとかあって、よく歴史的な町の保存をするところがありますよね。そういうところは、余りきれいにしてしまうと値打ちがないので、住んでいる人は非常に不便をしながらでも古いままを保っているという地区もありますので、そういう歴史的な建物の近い学校が歴史的なトイレがあってもいいのではないかと思います。

ですから、トイレを全体的に洋式化のパーセントとかというのではなくて、いろいろな面から見て必要な分はちゃんと確保していますというふうな、何かお話がいただけたらまたいいのではないかと思いますので、お願いします。

安藤主幹（学校施設整備担当） わかりました。

村井委員長 学校経営企画課の報告で、教職員の人事異動による所属長ヒアリングがあったと報告がありましたけれど、今年から先生方の能力評価というのか勤務評価というのか、何か制度が変わったのですか、お聞きしたいのですが、そこら辺を教えてください。

瀬戸学校経営企画課長 委員長、学校経営企画課長。今おっしゃられた新たな人事評価制度について、この人事異動に係る所属長ヒアリングとは全く関係はありません。地方公務員法が改正されて、これは県の職員だけでなく市の職員も同じように業績評価、能力評価ということで評価をしております。これが給与に反映したりとか、そういった処遇に反映するということが新たに加わったことで、これについては校長面談もしながら目標設定をして、評価もこれで適正かどうかというようなことも校長面談等をしながら行っているところでございます。

村井委員長 その新しい制度になって、まだして直ぐでしょうけれど、効果が得られるのでしょうか。

瀬戸学校経営企画課長 委員長、学校経営企画課長。もともとはそれぞれの職員のモチベーションの向上であるとか、これによって意欲的に業務でき、それがかえって子供に反映していくというようなところを目指したものだと思うのですが、今始まったばかりでどんな効果があるというのは、まだちょっと見えにくいところではあります。

佐藤教育長 委員長、教育長。今回の制度で大きく違うところは、評価したも

のを本人に面談してフィードバックをして、そこでやりとりをしますよというところが大きく制度的に変わりましたから、自分がどんな評価をされているということ、どこが足りなかったのかということが制度上ははっきりわかると、それに対して言い分をその評価者、教員でいえば教頭、校長が1次評価者、2次評価者ということになりますから、そういう面談の中ではっきり客観的なものが感じることができることになると、そこが一番人材育成につながっていくのかなというふうに思っています。

中司委員 そこで質問なのですが、そのヒアリングをして話し合ったことで、評価が少しまた変わったりもすることはあるのでしょうか。

瀬戸学校経営企画課長 委員長、学校経営企画課長。もちろん評価はそれぞれの職員の経験年数であるとか校務分掌であるとか、そういったものに応じた目標設定に年度初めに設定をしていますから、その目標に対してこれだけあなたはできたできていないというような評価を返していきますので、お互い、私はこう思っているけれど、そうですよねという共通認識を図るためにも、先ほど教育長が言ったような面談の中で評価をしていくと、開示をしていくということになりますから、面談する中で、委員おっしゃられたように評価が変わっていくという可能性はなきにしもあらずかなとは思っています。

中司委員 ありがとうございます。

村井委員長 済みません、先ほどのこの評価が給料に反映すると言われたですか。今まではそれが、上司が評定したのが当然給料に反映するけども、それは本人には伝わっていなかったと。このたびは、それを本人と面談をして、あなたの評価は低いよと、だから給料は減るのではないけれど上がりにくいよとかという、上へ上がるから、評価は高いから給料は上がるよとか、そういうことが本人に伝わると、こういうことですか。

瀬戸学校経営企画課長 委員長、学校経営企画課長。評価は5段階で、S、A、B、C、Dです。あなたはSですよ、Aですよというのを本人に開示をします。その中から校長が、例えば勤勉手当でプラス分をとというようなことに上げるのは、S、A、B、C、Dの中のS、A、Bの中から上げるということになっていますから、開示したその評価そのままもらえるのだということではありません。それはまた別個で推薦を上げていただきます。

佐藤教育長 今ではわからない。例えば絶対評価の中で本人とのやりとりをするけれども、昇級とか勤勉に反映するのは全体の中で相対の数があるじゃないですか。例えばSであれば5%ですよ、Aであれば15%ですよというのが、相対の中で評価をしないといけないところもあるから、若干それと個人での面

談した部分とは違うということはある。

村井委員長 余り時間とってもしけないけれど、5段階評価をすると、今までは、例えば校長先生が職員、一般の先生の評価を5段階評価して、それは上の教育委員会に出す、こういうシステムですね。その5段階評価が、どの程度か知らないけれど給料へ反映されるということでしょう。今度はその5段階評価を、あなたは5段階の中のどこですよというのは本人との面談で校長が評定したのをそれぞれの人に見せると、その5段階評価で何かの給料への違いが出てくるのは本人も納得していると、納得というのかわかるということになるのですか。

佐藤教育長 自己申告の分と、実際の反映される分が同じかと言っているのので、そこのところですよ。

瀬戸学校経営企画課長 委員長、学校経営企画課長。とても説明しにくいのですが、先ほど言ったように5段階評価は本人に開示をします。これは当初目標設定したものに対する評価ですから絶対評価です。人と比べてというのではありません。この絶対評価をあなたに対してはAですよということを開示します。先ほど言った勤勉手当、あるいは昇級に反映するものは、その中でも校長として今回推薦したい者という者を上げていただきますから、それイコールではないという意味です。全体としては、極めて優秀は5%で、優秀が15%だったように記憶しております。例年そのぐらいの数字です、割合です。

村井委員長 またちょっとわかるようにお聞かせください。新しい制度がいいことになるので始まったのだらうと思うので、そこら辺を上手に運用してやっていただけたらと思います。

佐藤教育長 市のほうの説明は。今のは県費教職員のやり方で、市の教育委員会の関係は市の制度でという、基本線は今どんな感じで組合と交渉していますよというところは説明が要るのではないかと。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。市の職員の人事評価制度について概略をお知らせします。この制度導入に至った背景は、先ほど学校経営企画課長が申し上げたように、法の改正に基づいて制度化が求められたものということでございまして、市職員につきましては、昨年度1年間試行、試しということで1年間練習期間というふうな設定をさせていただきまして、本年4月から正式に導入という運びになっております。評価は2種類、先ほど、これは県と一緒になんですけれども、業績評価と能力評価、業績評価というのはそれぞれ職員が個人ごとに目標を設定して、その達成度合いを見ながら5段階の評価をしていくというものです。能力評価につきましては、それぞれの補職、課長補佐、係長、

それぞれの職種に応じて、組織としてこの職種の方にはこんだけの能力を求めていますよというものを設定させていただきまして、それに対して評価をしていくという手法で、これも5段階の評価になっております。仕組みとしましては、12月1日が評価の基準日ということで、12月1日の段階で4月からの状況を振り返っていただきまして、まず自分なりに5段階の評価をしてくださいというのが自己評価という流れになります。それを管理職が1次評価者という形になっておりまして、その内容に基づいて評価者が5段階の評価を同じようにしていくということになります。この評価の際には、評価期間の客観的な事実をもって評価しなさいということで、絶対評価をしなさいという流れになっております。今まさにそういう作業で、職員から自己評価したものを管理職がそれぞれ1次評価をして、それを2次評価者である、教育委員会の場合でいいますと両部長が2次評価者という形になっておりまして、管理職については1次評価者が部長、2次評価者が教育長という形で運営をさせてもらっていますので、今まさにその評価をしている最中という状況でございます。

処遇の反映でございますけれども、この人事評価については、これも尾道市としましても、あくまで人材育成、それぞれの課題について、それぞれの能力について、まずは自己評価をしていただきながら第三者的な客観的な評価をする中で、それぞれの職員が持っている課題などを認識していただいて、そういった伸ばすところは伸ばしていただいて、改善すべきところは改善をしていくという方向につながればというような思いを持っております。

処遇につきましてですが、現在職員労働組合と交渉しているところでございますが、まずは期末勤勉手当のうちの勤勉手当、これに反映をさせていただきたいということを現在提案させていただいております。その後には給料の部分であるとかそういったものについても反映をさせていただくということで、検討はされているようですが、まだ担当部署で具体的なものは煮詰めてないという状況でございます。以上です。

村井委員長 ありがとうございます。この客観的な事実をもって評価するということは相対評価、相対評価というのが、Sが何%、Bが何%というのが相対評価ですかね。絶対評価というのは、すばらしい人がいっぱいいたらすばらしいSが%が多いというのが絶対評価、だから客観的な事実をもって評価しなさいということは絶対評価という意味ですか。

信藤庶務課長 相対評価というのは、例えば2人の職員がいて、この職員間の比較をしながらこちらで優劣をつけるというような評価の仕方ではなくて、基準の中で求められている、設定をされている能力などに対して、そういう比較

をするということではなしに絶対評価ということになります。

村井委員長 よろしいですか。小・中学校芸術祭の表彰式のお話がありましたが、私もそのとき出ささせていただいて、尾道大学の美術の先生が言われていたことで皆さんにお伝えしたほうがいいかなということがあったのでお伝えします。オーダー、ディスオーダーというのがあって、子供は非常に無秩序にいろいろなことを絵を描くと、それをだんだん大人になるにつれて、大人があなたこういうふうにはしないといけないよ、こういうふうには描いたほうがいいよ、この色はおかしいのではないかと大人の考えでいろいろなことを言うので、子供の無邪気さがなくなってしまって、大人にはまったような絵になってしまうから、子供のよさがだんだん抜けてしまいますよという、そういう美術の先生の評価があって、なるほどと思いました。絵だけでなくほかの分野で、子供の本当に純真爛漫な考えとか良さがあるのを、大人が大人の感覚でいろいろな形につくってしまうのではないかなという感じがして尾道大学の先生の話をお聞かせしてもらいました。だから、ほかの分野においてもそういうことがあるのではないかと思いますので、子供さんにかかわる仕事を教育委員会がしておりますので、大人の変な枠にはめないようにしていかなければならないと私感じましたので、つけ加えさせていただきました。

それでは、報告事項を終わります。日程第1、業務報告及び行事予定を終わります。

次に、日程第2、議案の審査に入ります。

議案第60号尾道市因島運動公園条例施行規則の一部を改正する規則案を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

細谷因島瀬戸田地域教育課長 委員長、因島瀬戸田地域教育課長。議案第60号尾道市因島運動公園条例施行規則の一部を改正する規則案の議案説明をさせていただきます。議案集12ページをお開きください。提案理由は、尾道市因島運動公園条例の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うための規則改正でございます。13ページから16ページに改正案を記載しておりますが、条例の一部改正に伴う字句の訂正と申請書等の様式を改めたいというものでございます。なお、参考資料といたしまして、新旧対照表を17ページに記載しておりますので、こちらをご覧ください。主な改正点といたしましては、平成29年4月から芝生広場であります多目的競技場が供用開始となりますので、使用許可申請の様式の中で新たに多目的競技場を追加するほか、多目的球技場の、これは野球場でございますが、部分使用の削除等について使用許可申請書及び許可書の様式を改める内容でございます。御審議の上、御承認いただきますようよろしく

お願いいたします。以上です。

村井委員長 それでは、御質問、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

村井委員長 それでは、ないようですので、これより議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

村井委員長 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することといたしました。

次に、議案第61号平成29年度に尾道市立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書（追加分）の採択についてを議題といたします。

この議案については、個人情報を含んでおりますので、本案の審査は非公開としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

村井委員長 御異議なしと認め、議案第61号は非公開といたします。

次に、議案第62号尾道市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱等についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。議案第62号尾道市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について御説明いたします。議案集の19ページ並びに20ページをご覧ください。本議案は、尾道市いじめ問題対策連絡協議会委員の任期満了に伴い、11名の委員の委嘱及び任命を行おうとするものです。この委員会は、いじめ防止の取り組みや市内の状況について関係機関や団体と連携や協議を行うもので、本協議会の委員選任につきましては、平成27年1月の教育委員会定例会、また委員の一部解嘱に伴い、新たに3名の委員の委嘱及び任命について平成28年8月に御了承いただいております。このたび、新たに平成29年1月1日から平成30年12月31日までの2年間の委嘱及び任命を行いたいと思います。委員につきましては、11名とも再任となっております。男女比と平均年齢については、男性8名、女性3名、平均年齢56.2歳となっております。年度途中の再任になるため、大きな変更はございません。なお、委員における男女比の偏りについては、委員各部会の代表等で組織する関係から組織全体の男女比によるところもあり、継続課題として捉えております。以上、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

村井委員長 それでは、御意見、御質問ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

村井委員長 ないようですので、これより議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

村井委員長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することと決しました。

次に、議案第63号尾道市いじめ防止対策委員会委員の解嘱及び委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。議案第63号尾道市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について御説明いたします。議案集の21ページ並びに22ページをご覧ください。この委員会は、市が現在進めているいじめ防止の対策や市内の状況について、第三者の立場から意見をいただき、対策を実効的に行うとともに、市内で起こったいじめ事案について、必要な場合調査等を行い、再発防止につなげる役目を果たすものでございます。本対策委員会の委員の選任につきましては、平成26年12月教育委員会定例会において承認いただいております。このたび、委嘱期間が満期に伴い、新たに平成29年1月1日から平成30年12月31日までの2年間の委嘱をするものです。4名の委員は第三者という立場を考え、中立性を担保するため、弁護士会、医師会、大学、心理士会の各団体へ推薦を依頼し、その結果、推薦していただいております。

なお3名の委員は再任を委嘱するものですが、元臨床心理士の女性委員1名につきましては、体調を理由に解嘱を希望されており、このたび新たに心理士会に推薦を依頼しているところです。この後、推薦団体である広島県臨床心理士会から委員の推薦がある予定となっております。以上、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

村井委員長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

山北委員 弁護士松島さんは、以前もこの人でしたか。

杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。この尾道市いじめ防止対策委員会の委員につきましては、松島弁護士にお願いしております。

山北委員 もう一人誰だった。

杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。前回美木中学校で起こりましたいじめ防止対策委員会につきましては、別組織という形で立ち上げております。

村井委員長 ほかに御質問、御意見ございますか。

佐藤教育長 補足説明を求めたいのですが、きょうが12月26日、この委員委嘱は29年1月1日、現在臨床心理士会に依頼中とあるけれども、どういうスケジ

ユール予定でしょうか。

杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。当初現委員である方に継続をお願いしていたところですが、体調不良を理由に、このたび委員を辞退したいという申出がございましたので、急遽心理士会へ再度お願いをしているところでございます。年内にはどなたか推薦していただくよう現在依頼をかけているところでございますので、来年1月1日に確実に委嘱できるよう、今取り組んでいるところです。ただ、今のところいい方があったということはまだ報告を受けておりませんので、急いで行いたいと思っております。

佐藤教育長 説明が不足しているので、1月1日の任命については、上記3人の方はここで決めていただければ確定ということで、その方は新たに追加で出そうとしているかどうかという、そこら辺が知りたい。

杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。申しわけございません。4番目の心理士会の方が決定いたしましたら、改めてさせていただこうと思っております。

佐藤教育長 期間は委嘱をするここで承認をいただいた日からということで、この1月1日との関係はどう考えておりますか。

今の部分でははっきりしないので、例えば12月30日に返事をいただきました。そのときに、この委員会の議を経ないと決まらないので、それだったらどうしようと思っているか。例えば1月5日にいただいたらどうしようと思っているかというところがはっきりしないので。この3名さんについては、この場で決定をいただいて、ここについては改めてということによろしいですかということ聞いたから。

杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。そのようにさせていただければと思います。

佐藤教育長 ですから、改めて3人さんについては御了解いただいて、この方についてはまた別途ということにさせていただきます。

村井委員長 それでは、この松島さん、河島さん、山崎さん、3名についてはこの場で承認いただいて、4人目の方については提案があり次第審議するということしていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

村井委員長 それでは、これで日程第2、議案の審査を終わります。

次に、日程第3、報告に移ります。

報告第13号平成29年度尾道市立高見幼稚園及び重井幼稚園の休園についての報告をお願いいたします。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。それでは、報告第13号平成29年度尾道市立高見幼稚園及び重井幼稚園の休園についてを御説明申し上げます。議案集の23ページをお開きください。本件は、平成29年度において尾道市立高見幼稚園及び重井幼稚園の2園を休園することにつきまして、尾道市立幼稚園の閉園等に関する規則第2条第1項の規定に基づき決定しましたので、報告するものでございます。議案集24ページをお開きください。本年11月15日から30日にかけて、平成29年度の新入園児の募集受け付けを行いました。募集期間内の希望者が、高見幼稚園については1名、重井幼稚園については2名のみという状況でございました。規則では、1年保育の園については就園予定園児が5名に満たない場合は翌年度を休園することと定めておりますので、平成29年度、2園は休園となります。なお、このたびの園児募集に当たっては、閉園基準についても保護者の皆様に事前説明をさせていただいておりますし、該当する園の保護者の方には最終的な結果もお示しし、御理解をいただいているところでございます。今後についてでございますが、来年度休園となる2園を含め、平成30年度の新入園児の募集を行う予定でございます。また、2園の休園につきましては、本日の教育委員会議が終了した後、明日付で報道機関等へ情報提供を行う予定でございます。以上、報告とさせていただきます。

村井委員長 御質問、御意見ありますか。

中司委員 百島幼稚園につきましては、島内から外に通うことが難しいということで、今後も存続というふうに理解すればよろしいのでしょうか。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。こちらの閉園等に関する規則の中には例外がございます。離島にある百島幼稚園についてはこの基準に基づいて休園等はないということで、除外をするような扱いにさせていただいております。

中司委員 今後の入園者の見通しについては、百島はどうなのでしょう。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。なかなか幼稚園児のこれからの動向というのが判断が難しい、それは保育所があったりというようなケースが想定をされますので、判断は難しいのですけれども、実際に百島にいらっしゃる子供さん、非常に数が限定をされておるような状況がございまして、年によっていないというような状況も当然のことながら予定されるのではなかろうかと判断をしております。

中司委員 百島には保育所というのは現在は。

信藤庶務課長 保育所は百島にはございません。

中司委員 では、幼児教育でいうと、この幼稚園1つになるという特殊な事情があるわけですね。

信藤庶務課長 さようございます。

中司委員 了解しました。

村井委員長 この高見幼稚園の1人と重井幼稚園の2人については、どこらへ行かれたのかも把握はしていない。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。済みません、今の段階で最終的にどちらの園を選択されたかというのが、手元に今資料がございませんので、また御報告させていただきたいと思います。

村井委員長 だから、それはもう休園ですよとお伝えして、あとはあなたが考えなさいと、こういうことですか。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。いずれの園につきましても、5歳児単独の園でございまして、これまで在籍されておられた園をやめて新たにこちらの園に来られるというケースがほとんどでございますので、多くはこれまでの園に在籍されるものと思われまます。以上です。

村井委員長 その場合に、例えば今までいたところでは十分なことが満足できないので移ってきたとしたら、そこへまた戻りなさいというのがいい選択かどうかともわからないので。やむを得ずそうなった場合はいいのですが、そこら辺の後はどうなったのかわかりませんではいけないのではないかと思います。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。いずれの園も5歳児単独の園でございまして、これまでも小学校へのつなぎという意味合いも含めて機能をしていたという側面が非常に多いところだというふうに認識をしております。御心配をいただいておりますように、今回休園になるという園の方が行く場所がないということがないように、済みません、今日の段階では今手元に資料はございませんけれども、十分に確認をさせていただきまして御報告をさせていただきたいと思っております。

村井委員長 お願いします。この休園になるからその幼稚園には入れませんよというのは、いつ伝えたのですか。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。これは保護者の方にとということですか。

村井委員長 保護者よね、それは。子供に言ってもしょうがないから。

信藤庶務課長 もう真っ先にその保護者の方へ、当該園長、園の代表者、それから申請をされた保護者の方にはお伝えをさせていただいております。

村井委員長 いつごろ。

信藤庶務課長 それはもう12月に入ってすぐの段階でございます。

村井委員長 じゃけえ、もうほとんど20日以上たっているわけよね。親も休園になったらなったでしようがないとかどう言ったのか知らないけれども、あと

の行く先を考えてあげてないというのは配慮が、もうちょっとしてあげてもいいのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、西藤幼稚園が復活したのですか。これは何か認定こども園になるような計画があるのですか。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。就学前の計画では、西藤地域についても認定こども園の開設をする予定で計画はされております。この計画は多少遅れているような状況がございまして、まだ着手に至っていないような状況ですけれども、このエリアについても認定こども園を開設するという計画はございます。

村井委員長 幼稚園が復活したり閉園したりでは非常に親御さんも心配でしょうから、認定こども園にする計画があるのだったら早目にされて、そこの地域の方が安心できるようにお願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

村井委員長 それでは次に、報告第14号平成29年度学校選択制度による入学予定者数についての報告をお願いいたします。

杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。報告第14号平成29年度学校選択制度による入学予定者数についての御報告を申し上げます。来年度の入学者を対象とした学校選択制度につきましては、11月4日金曜日から11月16日水曜日までを希望申請期間とし、11月18日金曜日から11月24日木曜日まで、変更及び取り下げ期間を設け、申請受け付けをいたしました。申請者数は、小学校113名、中学校は95名でした。また、受け入れ可能人数を超えて希望があった学校は、土堂小学校、長江中学校の2校となり、12月5日月曜日、抽せん会を実施いたしました。抽せん終了時点において、小学校105名、中学校77名が学校選択により入学予定となっております。

また、土堂小学校、長江中学校の抽せんで選外となった人は、希望により補欠登録をしていただき、2月末まで繰り上げを待つことができるようにしております。繰り上げにならなかった補欠登録者の場合は、通学区域の学校へ入学していただくこととなります。以上、学校選択制度の報告とさせていただきます。

村井委員長 ありがとうございます。これは土堂小学校の場合ですけれども、地域というのか、その地区からの入学予定者はどれくらいあるのでしょうか。

杉原教育指導課長 手元に資料がないのですが、大体2割程度。

村井委員長 10人ぐらい。

佐藤教育長 2割ですから、60とすれば12人ぐらい。大体2割ぐらいですか。

村井委員長 これは土堂小学校がいつもオーバーして抽せんになっているようですが、クラスが増えるのなら難しいかと思いますが、実際の入学、その地域からの入学者と希望者と合わせて2クラス以内に収まるのだったら、この受け入れ可能人数40がいつもオーバーしているので、例えばこれをもっと増やして希望者はみんな入れるとか、そういうお考えはないのでしょうか。

杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。実際学校の教室の関係もございまして、今のところ2クラスが学校としては適していると思っております。これ以上増やすとなると、どうしても3クラスの設定に近づいてまいります。

村井委員長 1年生は35、70人までなら入れる。皆入れてあげると2クラスを超えちゃうということですか。

杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。その定員だけではなくて、学校のいろいろな設備であるとか、あるいは3年生になった場合に、また1学級の人数が増えたりする関係もございまして、そういったバランスを総合的に考えて一番適している人数を校長が判断して受け入れ可能人数としておりますので、これをまた増やすというのは、違った面での課題も出てくるということでございます。

山北委員 わかる。だから、委員長の意見だと行きたいところへうまく収まるようにクラスを増やせばいいと言うけれども、そうでなくて、その学校がどういうふうなクラスでどういう特色のある学校をつくるかということで何クラスでいこうというところへ決まったところが学校選択制にはまっていく。逆だと、人数なんかフリーになってしまうから、思いませんか。全部を要望どおりにすることが学校選択制の課題とは違う。

村井委員長 学校選択制に漏れたからここの地区に住み込んでいくというふうな生徒はいないわけですよ。おじいさんおばあさんの所と言うと40人を超えてしまう。それはまた別問題ですか。

杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。漏れたからということではなくて、家庭の事情等で学区外、あるいは市外から転入、土堂小学校に転入してくるということも当然でございます。そういったことも含めながら総合的に判断して、学校長が最適であるという人数を設定しておりますので、この人数が学校にとっても一番よいという判断でございます。

村井委員長 わかりました。いつもこの人数オーバーして抽せんという形になっているので、もう少し、とにかくこれが枠を50人にしたら何とかなるのではないかなと思ったのですが、それはいろいろな事情で難しいということなので、わかりました。

ほかに御意見、御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

村井委員長 それでは、以上で日程第3、報告を終わります。

次に、日程第4、協議に入ります。

協議（第2期）尾道教育総合推進計画の策定についてをお願いいたします。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。それでは、協議（第2期）尾道教育総合推進計画についてを御説明させていただきます。議案集の27ページをお開きください。来年度から施行する新たな尾道教育総合推進計画につきましては、前回11月21日に開催しました教育委員会議におきまして、計画の総論、体系の素案について御協議をいただきました。今回は新計画の総論に加え、各論部分を御提示し、新計画の全体像を見ていただきたいと思います。それでは、別冊で配付しております資料、（第2期）尾道教育総合推進計画（素案）をご覧ください。まず、目次がございまして、その後1ページから8ページについてでございますが、前回御提示をさせていただきました総論部分でございます。総論につきましては、多少の文言修正をしておりますけれども、大きな変更はございません。1ページ、上段にございますスローガンにつきましては、引き続き検討中でございます。また、3ページの計画期間につきましても、3年での改定では短時間過ぎることから、前期、後期の区別なく5年計画とする案もございます。引き続き検討してまいりたいと考えております。次に、9ページをご覧ください。前回は8ページまでを御提示させていただきましたので、このページ以降が新たに御提示させていただくものでございます。まず、9ページでは計画体系図を記載しております。5つの政策の柱、5つの基本方針のもと、重点目標として28の項目を上げております。現在の計画との違いでございますが、前回は申し上げましたとおり、政策の柱を4つから5つへ修正したことが最も大きな変更点でございます。また、重点目標についてでございますが、現在の課題等の解決に向けて目標をわかりやすく再構成し、設定しております。特に政策の柱1、学校教育分野では、18項目あった重点目標を13項目に再構成し、目標として授業力の向上、国際交流の推進、学習習慣の定着といった現在の課題などがわかりやすい設定をしております。次に、10ページをご覧ください。計画推進のためとして、尾道市総合計画や尾道市教育大綱と連携して施策を遂行すること、毎年行っております事務点検評価に基づき進行管理を行うことなどを上げております。次に、11ページをお開きください。11ページ以降、最終49ページまでが各論部分でございます。この各論部分についてでございますが、教育委員会議での議論を踏まえながら、事務局内部でさらなる検討

が必要と考えておりますし、現在策定中の尾道市総合計画や総合教育会議における教育大綱にかかわる協議、また来年度予算編成といったさまざまな要因によって現在の記載が大きく修正変更になる可能性もあるということも前提の上でごらんをいただきたいと思います。それでは、各論について説明をさせていただきますが、全ての取組を説明する時間もございませんので、主な取組について説明をさせていただきます。まず、11ページから28ページまでは、(仮称)尾道教育みらいプラン2、政策の柱1、学校教育分野についてでございます。学校教育においては、総論の5ページにありますように、これまでの計画の推進によって着実な成果があらわれている一方で、学力調査の結果や不登校・いじめ等の課題への対応がこれまで以上に必要です。このため、学力・体力の向上や豊かな心の育成に向けた取組の充実を図ります。11ページをご覧ください。新規の取組として、尾道版「学びの革新」推進事業を掲げております。学力向上を図るため、推進協議会や研修会の実施や中学校区での教育研究等を新たに実施します。次に、13ページをご覧ください。グローバル社会に対応するため、国際交流推進事業を掲げております。これまでの取り組みを充実するとともに、インターネットの利用、児童・生徒の訪問、ALTの活用など、多様な形態での交流を推進します。次に、16ページをご覧ください。特別支援教育推進事業として、これまでの取組を充実させるとともに、特別支援教育支援員の配置や授業改善に向けた取組などを推進します。17ページをご覧ください。幼児教育推進事業として、これまでの取組を充実させるとともに、市長部局や県などとも連携を推進いたします。21ページをご覧ください。重点目標に自己指導能力の育成を掲げ、いじめや不登校への取組を充実させます。新たにスクールサポーターを活用した取組を実施するなど、これまでの教育委員会会議や総合教育会議での協議を踏まえ、いじめや不登校の撲滅、未然防止に向けて重点的に取り組みます。27ページをご覧ください。主な取組の上から2番目、尾道市立学校を表彰する取組を新規実施します。この取組は、特色ある学校づくりを推進するため、各分野の発展、充実に寄与し、他の模範として認められる学校を表彰する取組でございます。29ページから34ページまでは、政策の柱2、教育支援の分野についてでございます。教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、家庭や地域の教育力の向上や活用はますます重要となっています。このため、29ページにあります家庭教育講座の推進や30ページにあります教育ボランティアの養成、放課後子ども教室の推進などに引き続き取り組んでまいります。35ページから37ページまでは、政策の柱3、学校施設整備の分野でございます。本市の学校施設の状況は、総論の6ページから7ページにあ

りますように、老朽化が進み施設整備は急務です。このため、35ページにあります学校施設の耐震化をさらに推進するとともに、学級、学校施設の老朽化対策とともにトイレの洋式化にも積極的に取り組んでまいります。さらに、36ページの学校給食設備の整備や37ページの認定こども園の設置についても引き続き取り組んでまいります。次に、38ページから44ページまでは、政策の柱4、生涯学習、スポーツの分野です。総論7ページにありますように、生涯学習では多様な学習機会の提供等により多くの市民参加を得ています。一方で、学習成果の活用に向けた取組の充実が求められており、新計画では生涯学習成果の活用を新たに重点目標に掲げております。このため、生きがいのある心豊かな生活の実現に向けて、38ページ、39ページにあります多様な学習機会の提供等に引き続き取り組むとともに、あわせて40ページにあります生涯学習成果の活用に取り組めます。次に、41ページから44ページまではスポーツの分野でございます。スポーツでは、体力と健康を増進する環境づくりに引き続き取り組めます。また、2020年の東京オリンピックに向けたスポーツ機運の醸成を図り、スポーツを通じた交流を推進します。41ページをご覧ください。スポーツと観光等を融合したスポーツ・ツーリズムの振興など、交流の拡大を図ります。44ページをご覧ください。スポーツによる健康づくりの充実として、アラ還ピクニックや親子で歩こうといった取組を実施します。45ページから49ページまでは、政策の柱5、歴史・文化・芸術の分野でございます。総論8ページにありますように、これまでの歴史・文化・芸術の継承とともに、日本遺産に認定されたことを生かした文化芸術活動の充実等に取り組んでまいります。45ページでは図書館、46ページ、47ページでは美術館、48ページでは文化財について、それぞれの取組を記載しております。以上、新計画の主な取組について御紹介をさせていただきました。御意見、御質問等がございましたらよろしくお願いたします。以上です。

村井委員長 ありがとうございます。

御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

中司委員 計画期間を3年から5年というお考えもあると伺いましたけれども、社会は時々刻々と動いておりますので、政策は実情を反映したものであるべきと思いますので、3年ということでは望ましいのではないかと思います、いかがでしょうか。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。計画期間、3ページのところでございます。総合計画のつくりにしても、10年間の基本構想があって、その中で5年間の基本計画、その中で3年間の実施計画というようなスケジュールを組んでお

りまして、基本的にはこれと連動したような形で、5年間の教育大綱の中で3年間の前期計画、残り3年間の後期計画、真ん中の3年目がかぶるようなイメージで3年のスパンも考えているのですが、このスケジュールで言うと、実際に今年度策定作業をして29年度、2年間するともう次の計画の策定をしていかなければいけないという非常に短期間でものを見直ししていかないといけないというスケジュール感になってこようかと思えます。そのあたりが、一定のものをつくったものが十分に成果があらわれた中で出ていくのか、先ほど中司委員さんがおっしゃったように、その時代の変化という部分についていかなければいけない部分もありますが、一方で一旦つくったものが、やってみてどれだけの成果が出てきたとかという部分も十分に検証していかないといけないということで、これは考え方、2つの考え方があると思えます。そういった中で、事務局の中でも5年間がどうなのか、3年間がどうなのかということは今後も引き続いて検討させていただきまして、また事務局なりの考え方もお示しをさせていただきながら御議論いただければと考えております。以上です。

中司委員 いろいろな時代が過去もございました。現状本当に世界が大きく動いているということを日々感じます。ですので、このような時代にあっては短期的な見通しというものも非常に重要だと思われれます。その辺を鑑みて、また御意思をお聞かせください。

村井委員長 いいですか。ここはせっきやく前期計画が31年、31年から後期計画と2つあるように書いてあるので、5年間の計画はこうです、前期の3年間でここまで行きたいと、そこで順調に進め、このまま行けば5年間でここまで行くけれども、3年目のときにこれは見直ししてピッチを上げないといけなとかというのはそこで見直しするとか、そういうために前期計画、後期計画と分けてあるのではないかと思うのですが、この分を見るとそういうのが、せっきやくのが内容に含まれていないと思うのですが、今中司さん言われたようなのを踏まえて、これのうちの前期計画はここまで行きたいというふうなことがあったらどうでしょうか。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。そうなってくると、例えば5年間のものの計画をする中で3年目に、中間的な評価をするというような意味合いも含めてということなのかもわかりませんが、この尾道教育総合推進計画、現在までの部分はもう3年間の計画がかぶることなく来ていたのがこれまでの経過なのですけれども、今回の総合計画の考え方と合わせていくと3年目の部分が新たな計画の初年度とかぶるという形の部分がございまして、そのスパンで言うと、実際2年やった中で3年目に見直しをしたり、一方で3年目の成果も見

ないといけないという部分があわせて出てくるのだらうと思います。ここについては、今委員長さんからも中司委員さんからもいろんな御意見をいただきました。現時点で委員さんからいただいた意見も事務局の内部で再度検討させていただきながら、どういうやり方が望ましいのかというところは、事務局なりの考えはお示しをさせていただければなというふうに考えております。

村井委員長 せっかくこの3ページの下に前期計画、後期計画と分けて書いてある、なら前期計画はこうですよ、例えば100のうちの50を前期計画、あとで50行きますとかというふうに書くべきであって、そうでなしに5年間でやるというなら、わざわざ前期計画、後期計画と書いている意味がないので、これを消したらいいと思うので、どちらかにしてほしいと思いますが。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。ただいまいただいたような、現在いろんなさまざまな考え方があるということも十分認識をさせていただいております。事務局のほうでこの分が最終ということではなくて、これは御協議いただくためにお出しをしたものでございますので、委員さんからいただいた意見も参酌しながら判断を検討させていただきたいというふうに考えております。

村井委員長 先日、私は因島の隣の上島町に、ほかの用事で行きまして、新しく教育長になられた浜田さんに御挨拶に行っているいろいろ話を聞きましたら、生名島に総合運動場で温水プールがあって、それがなかなか稼働率が悪い、それからグラウンドがあったり合宿所もあるのですが、こういうものを因島の人にどんどん使ってもらいたいという話をされていました。

話は違うのですが、大分昔のまだ平成の大合併より以前ですが、岡山か兵庫だったかわからないけれど、その小さな町が、隣町に体育館があるならわしもつとくらないと、音楽ホールがあるのならうちもつとくらないといけないと、もうそれぞれが自分のところがないと、隣の町以上に劣っているからと文句言われてどうもならないという話があったときに、そこは、例えば音楽ホールはこっこの町にあります、体育館はこっちにありますと。それぞれが運用すると大変なので、隣町に行くのに交通費をお互い補助しましょうと。そうなら交通費を出してこっちを使えばこっこの稼働率も上がると、新しい施設をつくるかわりに交通費に見合うものを支給して、お互いが便利にすればいいじゃないかという発想でやったのだというのを大分昔に新聞で見たことがあって、なかなかすばらしい発想だなと思いました。だから、尾道市の中にもいろいろな施設がありますが、これはここにあるからこの人は便利がいいけれど、遠い人は使えないではないかという話がたくさんありますけれども、それぞれに、みんなが便利がいいところにつくっていったのではお金がいくらあってもたまらない。

それぞれのランニングコストも高い。そうならそういう不便な地区にある人にはそれなりの交通費の補助を出して、こっちにあると同じような考えでやらどうかと思ったことがあるのですが、ちょうど別に上島町のプールが一つの例で出てきたのですが、そういう発想でやれば、いろいろなところへ大きな施設、文化施設とか体育施設をつくらなくても効率よく使えるのではないかと思います。これから生涯学習とか健康推進に大切だと思うので、そのところを他市町がどうしているか研究していただいて、効率いい生涯学習、健康推進ができるようにしていただけたらありがたいと思いますので、御検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

別に今日答えはいただけるのでなくて、研究していただいて、また御報告いただけたらと思います。

宮本教育総務部長 おっしゃるとおりです。公共施設の効率的な配置と運用ということで、平成の大合併前にも広域行政の推進の中でもそういうことはありましたけども、なかなか自治体ごとに施設整備がされたということでもあります。それぞれ合併後、同じような施設があちこちにあるということもございまして、各自治体も今後施設の適正配置ということで集約なりを進めていくという方向にはあると思います。委員長さんがおっしゃられました利用者にとっての利便性の確保をどうやって確保していくかというのは、今後それぞれ研究をしていく必要はあるのだろうとは思いますが、申しわけありません。この程度のこと、済みません。

村井委員長 いえいえ。これに入れるかどうかわかりませんが、一つ考えていただいてもいいのではないかと思いますので御提案させていただきました。

ほかに尾道教育総合推進計画案について、何かございますか。

中田委員 数値目標のところ、矢印がたくさん見受けられるのですけれども、見直したりとかする面なるべく具体的な数字が多いほうがいいかなと思うのですけれども、そのあたりどうでしょうか。

佐藤教育長 委員長、教育長。もうまさしくおっしゃるとおりだと思います。私も同感です。現状なかなか数値を表記しにくい部分もあって、こういうふうな右肩上がりの矢印にしていますが、おっしゃるようできるだけ数値を明らかにして、そこに向けて取り組むという姿勢で臨みたいというふうに思います。御指摘ありがとうございます。大変なのですけれどもやります。

村井委員長 意欲的な数字をお願いいたします。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

村井委員長 それでは、日程第4を終わります。

これより非公開審査に入るわけですが、その前にきょうで長年教育委員会の委員長、教育長として二十何年間御活躍いただきました山北前委員長がきょう最後の委員会になりますので、ここで御挨拶をいただけたらと思います。

山北委員 20年しゃべり過ぎましたし、皆様には大変御迷惑をおかけしました。頑張ってください。以上です。

村井委員長 長い間御苦労さまでした。

それでは、先ほど決定いたしましたように、これより非公開の審査をいたしますので。

佐藤教育長 委員長、よろしいですか。事務局のほうから、どこまで御説明できるかはわかりませんが、今後の策定スケジュール、大ざっぱで構わないので、確定してないものも含めてあるとは思いますが、どんな流れでこれをいつまでに読んでいただいて、どういうふうなスケジュール感でやっていくのかという説明が足りていないようです。

村井委員長 お願いします。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。先月総合教育会議、またこの定例会のときであったか、どちらであったかうろ覚えなのですが、大まかなスケジュールについて御説明をさせていただきました。

まず、11月の教育委員会議で頭出しをさせていただき、それは総論、体系の部分ですと、今回また各論の部分の頭出しをさせていただきます。

それから、1月の教育委員会議でより詰めた内容にして、2月に確定をしていきたいとスケジュールで考えておりましたが、私どものほうの中で失念をしていた部分もあるのですが、現在市のほうでさまざまな計画を立案されておりますけれども、これに対して第三者的な意見を聴取するというところで、パブリックコメントの実施が求められておるような状況がございます。この尾道教育総合推進計画につきましても、このパブリックコメントの時間を一定期間いただきたいと考えております。急遽これを日程を設定をさせていただくということで、現在今たたきの案として持っているところで申し上げますと、1月の教育委員会議で、ある程度この教育総合推進計画、そのパブリックコメントに耐えられるような中身まで整理をさせていただきたいと考えております。その後、2月の広報でパブリックコメントをやりましますよということもお伝えをさせていただきながら、1月の後半、1月の教育委員会議終了後に1カ月ほどのパブリックコメントの期間を設定させていただきたいと思います。

あわせて、タイミングまでは確定をしておりますが、議会にも案というこ

とでお示しをさせていただきたいと考えております。2月いっぱい、そのパブリックコメントの期間を設けさせていただいて、議会のほうの御意見も聴取をさせていただきながら整理をさせてもらったものを、最終的に3月の教育委員会議定例会で完成という形でスケジュールが持つていければと考えております。ということになりますと、このパブリックコメントの時間は1カ月設定をするということで、当然のことながら1カ月ほどおくれますし、新年になりますと新しい委員さんもお見えになりますので、そちらも御説明もして御意見も聴取をしないといけないというところもございますので、そういったものもこの期間の中に設定をさせてもらいながら、今後のスケジュールという形には、案ではございますが今考えておるところでございます。以上です。

佐藤教育長 補足をさせていただくと、今たたきの素案があります。これを、要はパブリックコメントに出させてもらおうと思ったら、99%ある程度固まったもの、教育委員会の中で99%、字句の微修正は別として固まったものにしないといけないということになると、1月の教育委員会議の、そのワンポイントでこの議論をし尽くさねばならないという状況にあるということ。我々のパブリックコメントに対する認識、前回やっていませんので、その辺手順関係に不備がありますけれども、委員の皆さんにはよく内容も御精査をいただく中で、中途いろいろなやりとりももしかしたらしなくてはいけないかもわかりません。新しい奥田委員さんにも1月4日御就任、辞令交付式がありますけれども、そういったときを利用しながらお渡しもし、御説明も、必要があれば途中でワンクッション置くかということも考えねばならないのですけれども、1月中にはこの内容をある程度固めないと外に向けては出せない。課長も説明しましたが、議会からも新年度の予算審議に当たって、中身のわからないもので審議をということにもならないので、前段並行して議会にもお出しをする。確定とまではいかないにしても、概ね変わらない状況の部分で御説明もしないといけない、そういう状況だということをまず御認識をいただいて、この新しい年を迎えていただきたいという思いなので、補足で説明をさせてもらいました。御協力をよろしく願いをいたします。

村井委員長 最終、いつ発表されるのですか。

佐藤教育長 ちょっとまだ十分固め切れてはないですが、さっき説明したのは3月の教育委員会議で最終的には固める。1月中にほとんど九割九分ぐらいの形で整理をしてパブリックコメントに出す。ここでパブリックコメントを出せばいろいろな御意見が出てきます。議会に説明してもいろいろ意見があるかもわかりません。そういったものを、要はどのタイミングで微修正がかけられる

のかということになります。原則1カ月のパブリックコメントが終わって2月の教育委員会議ができれば、そこでワンクッションおけるのですけれども、現在の日程上そうはいきませんので、今事務局のほうは最終3月になるのでなからうかと言っているのですけれど。もうちょっと内部的にも詰めてみないと。

中司委員 そうですね。パブリックコメントするということになれば、教育委員会議、1月末まで待つのでなくて中間的な精査をする会が必要ではないでしょうか。9分9厘固めるのならば、必然的に新しい委員さんもおいでになることを考えれば、必要があるだろうと思います。

佐藤教育長 今の部分も含めて内部検討もさせてください。また、やりとりもさせてください。

村井委員長 ここの中で新しい施策はそれなりに検討しないといけないけれど、今までやってきた分の継続的なものが大分あるでしょう。それはほとんどだったら、そう難しいことないでしょう。

中司委員 ただ施策は変わらなくても、展開の仕方がかわって微調整が必要になってくる部分もあるのではないのでしょうか。

村井委員長 大変ですけれど、よろしくお願いします。

それでは、これよりは非公開となりますので、関係者以外は退席をお願いし、暫時休憩といたします。

午後4時5分 休憩

議案第61号「平成29年度に尾道市立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書（追加分）の採択について」

（非公開審査）

村井委員長 以上をもって本日の日程が終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会すると同時に、第14回教育委員会定例会を閉会いたします。

なお、次回の定例教育委員会は1月24日火曜日午後2時30分からを予定しております。

1年間お疲れさまでした。

午後4時20分 閉会